

議案第9号

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年愛西市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（利率及び保証人）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金の包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例（次項において「新条例」という。）第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについての新条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「及び償還金」とあるのは「、償還金及び保証人」と、「及び令」とあるのは「、令」と、「まで」とあるのは「まで及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条」とする。